

# 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用要領

## (目的)

第1 この要領は、「いわて純情米ひとめぼれ」の認知度向上のため、岩手県産ひとめぼれ（以下「県産ひとめぼれ」という。）を使用した商品（加工品を含む。）のパッケージ及び広報宣伝用資材等に「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な手続き等を定めるものである。

## (使用承認及び管理を行う機関)

第2 ロゴマークの使用承認及び管理は、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。

## (ロゴマークを使用できる商品)

第3 ロゴマークを使用できる商品は、農産物検査法に基づく検査により、県産ひとめぼれと認められた米を主原料（100%）として使用しているもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県産ひとめぼれ玄米
- (2) 県産ひとめぼれ精米
- (3) 県産ひとめぼれ発芽玄米
- (4) その他前各号に類する商品

## (ロゴマークを使用できる商品の例外)

第4 商品の一部に県産ひとめぼれを使用したものについては、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合に限り、第3のロゴマークを使用できる商品の例外として認めることができる。

なお、この場合においては、商品に県産ひとめぼれの使用割合を明確に表示しなければならない。

## (ロゴマークを使用できる広報宣伝用資材)

第5 ロゴマークを使用できる広報宣伝用資材は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) パンフレット、リーフレット、ポスター及び名刺
- (2) テレビ、新聞及びホームページ
- (3) その他会長が必要と認めるもの

## (ロゴマークの表示)

第6 ロゴマークの表示は、別記「いわて純情米ひとめぼれVISUAL IDENTITY MANUAL」のとおりとする。

## (使用の申請)

第7 ロゴマークの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ会長にロゴマーク使用申請書（様式第1号）を提出し、使用の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、前項の手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2) 国又は岩手県内の地方自治体が公共の目的に使用するとき。
- (3) その他、会長が適正と認めるとき。

## (使用の承認)

第8 会長は、ロゴマーク使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用承認書（様式第2号）（以下「承認書」という。）により使用を承認する旨を、いずれかに該当する場合は「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用承認不可通知書（様式第3号）により使用を承認しない

旨を申請者に通知するものとする。

- (1) ロゴマークの使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (2) 「いわて純情米ひとめぼれVISUAL IDENTITY MANUAL」に合致していないと認められるとき。
  - (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用されるおそれがあると認められるとき。
  - (4) ロゴマーク等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
  - (5) 第3に規定している検査により、県産ひとめぼれと認められない米を主原料として使用している商品等への使用が疑われるとき。
  - (6) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認（以下「使用承認」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用期間）

第9 申請者が第7の規定によりロゴマークの使用を申請する場合、使用期間は5年以内とする。

- 2 使用承認を受けた使用期間の満了後も引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて使用の申請を行うものとする。

（使用上の遵守事項）

第10 使用承認を受けた者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) ロゴマークの使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに協議会に連絡すること。
- (5) ロゴマークの使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等について、協議会に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度協議会と協議して決定すること。
- (6) ロゴマークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 協議会がロゴマークの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を可能な限り回答しなければならない。また、協議会に提出を求められた商品及びその他資料を可能な限り提出しなければならない。
- (8) ロゴマークの使用に当たり、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償すること

（使用承認の変更）

第11 ロゴマーク使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）に承認書及び変更後の見本（見本を添付できない場合は、ロゴマークを使用する商品等が確認できる写真、図案等）を添えて会長に提出し、改めて変更後の承認を受けなければならない。

（使用の中止）

第12 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用中止届（様式第5号）に承認書（変更があったときは、変更後のもの）を添えて会長に届け出なければならない。

（使用承認の取消し）

第13 会長は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) ロゴマーク使用者がこの要領の規定に違反したとき。
  - (2) ロゴマーク使用者が第8に定める使用承認の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (3) その他「いわて純情米ひとめぼれ」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 前項の規定により使用の承認が取り消しになった者は、使用承認の取消し後2週間以内に、商品等を廃棄しなければならない。
- 3 協議会は、ロゴマーク使用者が第1項の規定により使用承認を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第14 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第15 ロゴマーク使用者は、使用承認の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第16 会長は、ロゴマークの使用状況について、ロゴマーク使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(補則)

第17 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。

年 月 日

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

### 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用申請書

「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用要領第7の規定により、下記のとおり申請します。  
なお、使用に当たっては「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用要領の規定を遵守することを誓約します。

#### 記

1 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマークの使用期間

使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 「いわて純情米ひとめぼれロゴマーク」の使用予定商品及び宣伝資材等内訳

使用商品名及び宣伝資材等	商品及び宣伝資材の規格等	ロゴマークの使用予定数

注1) ロゴマークの使用前に承認を受けること。

注2) 承認を受けた商品以外にロゴマークを表示する場合には、本様式又は「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用変更申請書(様式第4号)で追加の承認を受けること。

3 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマークの使用商品及び宣伝資材等の概要

使用予定商品 及び宣伝資材等	商品及び宣伝資材等の概要

注1) 県産ひとめぼれを用いていることが分かるように記載すること

注2) 商品の数によっては複写して、全商品について記載すること

注3) 商品の概要が分かるパンフレットなどがあれば、添付すること



様式第3号

いわ米ブ第 号  
年 月 日

( 申請者 )

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長 印

### 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用承認不可通知書

年 月 日付けで申請のあった「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマークの使用申請について、下記の理由により使用を承認できませんので、通知します。

記

承認できない理由

年 月 日

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

### 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日付けで使用承認を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用要領第11の規定により、その承認を申請します。

記

1 使用商品及び宣伝資材等

2 変更する事項

※使用承認書及び変更後の商品等の見本（実物または写真、図案等）を必ず添付すること。

3 変更の理由

年 月 日

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

### 「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用中止届

年 月 日付けで承認を受けたロゴマークの使用を中止するので、「いわて純情米ひとめぼれ」ロゴマーク使用要領第12の規定により、承認書を添えて届け出します。

記

- 1 使用商品及び宣伝資材等
- 2 使用中止の理由
- 3 その他特記事項